

法人市民税 法人税割の 税率改正について

<趣旨>

税制改正において、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う地域団体間の税源の偏在是正措置として、法人住民税（法人府民税・法人市民税）の法人税割の税率を引き下げ、この引下げ分に相当する規模の国税として、地方法人税（税率 4.4%）が創設されました。

これに伴い、和泉市では令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人税割の税率を以下のとおり引き下げます。

<税率改正の内容>

和泉市における改正後の税率は以下のとおりです。

	改正前	改正後
法人税割の税率	12.1%	8.4%

<適用開始時期>

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

<予定申告における経過措置>

法人市民税法人税割の税率改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度の予定申告にかかる法人税割額は次のとおりになります。

経過措置：前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

（通常：前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数）